

## 地域農林経済学会会員種別に関する規程細則

### 第1条 学生会員

正会員のうち学生会員は、大学および大学院またはこれに準ずる学校に在籍する学生とし、恒常的な職業を持つ大学院社会人学生は学生会員に含まない。ただし大学院修了後、常勤的な職業に就いていない者については、本人からの申請に基づき常任理事会で審議し、承認を得れば学生会員の資格を適用することができるものとする。なお本項でいう恒常的な職業には3年以上の任期付きポストを含むものとする。

2. 学生会員は、年会費支払いについて所定の減額をうけることができる。

### 第2条 終身会員およびシニア会員

正会員資格を終身にわたって維持することができる会員を、終身会員とする。65歳以上の正会員は、本人から申し出て所定の前払い会費を一括で支払うことによって、終身会員になることができる。

2. 前項の終身会員に該当せず、毎年度の年会費の支払いについて所定の減額を受けることができる会員を、シニア会員とする。65歳以上の正会員は、本人から申し出ることによって、シニア会員になることができる。

3. 終身会員およびシニア会員の資格付与は、上記の各要件が満たされたことを学会が確認した年度に行われるものとする。

第3条 本細則の改正は常任理事会の議を経て、理事会で決定する。

付記：本細則は2006年10月29日より施行することとする。

2007年10月19日一部改正。

2014年10月17日一部改正。

2015年10月30日一部改正。

2020年10月9日一部改正。